

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ショッピングタウン中条
所在地 胎内市東本町2461-1 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp